

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。次の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しております。

■ 中間貸借対照表

(単位：百万円)

区分	平成21年度中間期末 (平成21年9月30日)	平成22年度中間期末 (平成22年9月30日)	区分	平成21年度中間期末 (平成21年9月30日)	平成22年度中間期末 (平成22年9月30日)
資産の部			負債の部		
現金預け金	52,383	43,486	預金	1,769,555	1,796,349
コールローン	72,065	52,095	譲渡性預金	49,405	37,645
買入金銭債権	7,376	17,852	借入金	21,668	22,241
特定取引資産	50,415	80,132	外国為替	130	40
金銭の信託	499	496	その他負債	7,730	22,892
有価証券	546,676	536,047	未払法人税等	101	103
貸出金	1,195,373	1,199,483	資産除去債務		171
外国為替	1,332	1,565	その他の負債	7,628	22,617
その他資産	10,190	39,617	賞与引当金	667	668
有形固定資産	27,933	25,352	退職給付引当金	11,912	12,185
無形固定資産	4,875	4,695	役員退職慰労引当金	584	394
繰延税金資産	11,912	8,779	睡眠預金払戻損失引当金	113	115
支払承諾見返	15,920	14,257	再評価に係る繰延税金負債	6,442	5,644
貸倒引当金	△ 23,118	△ 19,470	支払承諾	15,920	14,257
			負債の部合計	1,884,133	1,912,434
			純資産の部		
			資本金	16,062	16,062
			資本剰余金	11,374	11,374
			資本準備金	11,374	11,374
			利益剰余金	43,043	48,248
			利益準備金	14,926	14,926
			その他利益剰余金	28,116	33,321
			別途積立金	24,800	27,800
			固定資産圧縮積立金	126	126
			繰越利益剰余金	3,190	5,395
			自己株式	△ 1,053	△ 1,318
			株主資本合計	69,426	74,365
			その他有価証券評価差額金	11,902	10,364
			繰延ヘッジ損益	△ 4	△ 2
			土地再評価差額金	8,376	7,230
			評価・換算差額等合計	20,275	17,592
			純資産の部合計	89,701	91,958
資産の部合計	1,973,835	2,004,393	負債及び純資産の部合計	1,973,835	2,004,393

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

区分	平成21年度中間期	平成22年度中間期
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	21,612	20,874
資金運用収益	16,291	15,428
(うち貸出金利息)	(12,798)	(12,011)
(うち有価証券利息配当金)	(3,386)	(3,278)
信託報酬	1	1
役務取引等収益	3,108	3,107
特定取引収益	147	225
その他業務収益	596	1,992
その他経常収益	1,467	118
経常費用	18,090	15,989
資金調達費用	1,884	1,111
(うち預金利息)	(1,534)	(886)
役務取引等費用	1,549	1,580
その他業務費用	35	239
営業経費	11,831	12,492
その他経常費用	2,790	564
経常利益	3,522	4,885
特別利益	—	224
固定資産処分益	—	9
その他の特別利益	—	215
特別損失	379	2,052
固定資産処分損	21	9
減損損失	357	1,924
その他の特別損失	—	117
税引前中間純利益	3,142	3,057
法人税、住民税及び事業税	21	21
法人税等調整額	978	962
法人税等合計	999	983
中間純利益	2,142	2,074

■中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

区分	平成21年度中間期 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	平成22年度中間期 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,062	16,062
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	16,062	16,062
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,374	11,374
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	11,374	11,374
資本剰余金合計		
前期末残高	11,374	11,374
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	11,374	11,374
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	14,926	14,926
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	14,926	14,926
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	24,800	24,800
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	3,000
当中間期変動額合計	—	3,000
当中間期末残高	24,800	27,800
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	126	126
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	126	126
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,525	5,739
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 512	△ 511
中間純利益	2,142	2,074
自己株式の処分	△ 2	△ 0
別途積立金の積立	—	△ 3,000
土地再評価差額金の取崩	37	1,093
当中間期変動額合計	1,665	△ 343
当中間期末残高	3,190	5,395
利益剰余金合計		
前期末残高	41,377	45,591
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 512	△ 511
中間純利益	2,142	2,074
自己株式の処分	△ 2	△ 0
別途積立金の積立	—	—
土地再評価差額金の取崩	37	1,093
当中間期変動額合計	1,665	2,656
当中間期末残高	43,043	48,248

区分	平成21年度中間期 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	平成22年度中間期 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
自己株式		
前期末残高	△ 1,036	△ 1,151
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 28	△ 168
自己株式の処分	11	0
当中間期変動額合計	△ 16	△ 167
当中間期末残高	△ 1,053	△ 1,318
株主資本合計		
前期末残高	67,777	71,877
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 512	△ 511
中間純利益	2,142	2,074
自己株式の取得	△ 28	△ 168
自己株式の処分	9	0
土地再評価差額金の取崩	37	1,093
当中間期変動額合計	1,648	2,488
当中間期末残高	69,426	74,365
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6,852	12,657
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	5,050	△ 2,293
当中間期変動額合計	5,050	△ 2,293
当中間期末残高	11,902	10,364
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△ 4	△ 3
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	△ 4	△ 2
土地再評価差額金		
前期末残高	8,413	8,324
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△ 37	△ 1,093
当中間期変動額合計	△ 37	△ 1,093
当中間期末残高	8,376	7,230
評価・換算差額等合計		
前期末残高	15,261	20,978
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	5,014	△ 3,386
当中間期変動額合計	5,014	△ 3,386
当中間期末残高	20,275	17,592
純資産合計		
前期末残高	83,039	92,856
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 512	△ 511
中間純利益	2,142	2,074
自己株式の取得	△ 28	△ 168
自己株式の処分	9	0
土地再評価差額金の取崩	37	1,093
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	5,014	△ 3,386
当中間期変動額合計	6,662	△ 898
当中間期末残高	89,701	91,958

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成22年度中間期)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3百万円(税効果額控除前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（平成22年度中間期） （資産除去債務に関する会計基準）

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円増加し、税引前中間純利益は118百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は169百万円であります。

注記事項（平成22年度中間期） （中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資額総額 838百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,737百万円、延滞債権額は28,510百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,323百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,572百万円あります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,865百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	2,893百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,799百万円
借入金	400百万円

上記のほか、為替決済、信託業務、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,646百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,434百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、430,817百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が427,166百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

8,508百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 23,982百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,500百万円が含まれております。
12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,926百万円あります。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 403百万円
無形固定資産 468百万円
2. その他経常費用には、株式等償却169百万円を含んでおります。
3. その他の特別利益は、貸倒引当金取崩益215百万円あります。
4. 当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能額まで減額し、当該減少額1,924百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗2か所	土地・建物	7
福岡県内	営業店舗12か所	土地・建物	1,713
長崎県内	営業店舗1か所	土地	204
合計	—	—	1,924

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産（本部使用資産、社宅、ATMコーナー等）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,880	642	0	3,522	(注)

(注) 増加は自己株式取得のための市場買付け及び単元未満株式の買取り、減少は単元未満株式の買増しによるものであります。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当ありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	1,225百万円
無形固定資産	78百万円
合計	1,303百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	1,068百万円
無形固定資産	72百万円
合計	1,141百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産	一百万円
無形固定資産	一百万円
合計	一百万円

中間会計期間末残高相当額

有形固定資産	156百万円
無形固定資産	5百万円
合計	161百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	76百万円
1年超	134百万円
合計	210百万円

・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高

一百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	165百万円
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円
減価償却費相当額	138百万円
支払利息相当額	11百万円
減損損失	一百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当ありません。

（有価証券関係）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	107
関連会社株式	6
投資事業組合出資金	724
合計	838

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注）	169百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額（△は減少）	1百万円
当中間会計期間末残高	171百万円

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（重要な後発事象）

1. 自己株式の取得

当行は、平成22年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議いたしました。

- 取得の理由
資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元を図るため。
- 取得対象株式の種類
当行普通株式
- 取得し得る株式の総数
1,000,000株（上限）
- 株式の取得価額の総額
230百万円（上限）
- 取得期間
平成22年11月12日から平成23年5月11日まで

2. 自己株式の消却

当行は、平成22年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について決議いたしました。

- 消却の理由
資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元を図るため。
- 消却する株式の種類
当行普通株式
- 消却する株式の総数
2,000,000株
- 消却予定日
平成22年11月30日

■主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	第80期中間期 (平成20年9月)	第81期中間期 (平成21年9月)	第82期中間期 (平成22年9月)	第80期 (平成21年3月)	第81期 (平成22年3月)
経常収益	23,206	21,612	20,874	45,099	41,751
うち信託報酬	2	1	1	4	3
経常利益(△は経常損失)	1,011	3,522	4,885	△1,010	8,905
中間純利益	877	2,142	2,074	—	—
当期純利益	—	—	—	47	5,152
資本金	16,062	16,062	16,062	16,062	16,062
発行済株式総数(千株)	173,359	173,359	173,359	173,359	173,359
純資産額	83,552	89,701	91,958	83,039	92,856
総資産額	1,926,401	1,973,835	2,004,393	1,960,528	2,017,728
預金残高	1,739,670	1,769,555	1,796,349	1,772,352	1,837,537
貸出金残高	1,202,069	1,195,373	1,199,483	1,232,628	1,218,416
有価証券残高	515,338	546,676	536,047	479,925	569,989
1株当たり純資産額(円)	488.69	525.01	541.45	485.84	544.68
1株当たり中間純利益金額(円)	5.13	12.53	12.19	—	—
1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	0.27	30.15
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額(円)	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(円)	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
単体自己資本比率(国内基準)(%)	10.34	10.94	11.68	10.50	11.13
従業員数(人)	1,452	1,447	1,448	1,434	1,430
[外、平均臨時従業員数]	[372]	[374]	[364]	[373]	[370]
信託財産額	833	693	688	796	695
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。
 3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 4. 平均臨時従業員数は、当行の所定労働時間に換算し算出しております。
 5. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。
 6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

■大株主一覧

(平成22年9月30日現在)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	7,969千株	4.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,569	3.21
佐賀銀行行員持株会	5,233	3.01
株式会社十八銀行	5,223	3.01
日本生命保険相互会社	4,757	2.74
株式会社みずほコーポレート銀行	4,714	2.71
株式会社肥後銀行	3,479	2.00
第一生命保険株式会社	3,365	1.94
東京海上日動火災保険株式会社	3,351	1.93
株式会社福岡銀行	3,075	1.77
計	46,737	26.95

(注) 当行は、自己株式として3,522千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.03%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。